

第五十号議案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年東京都条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定により、知事が同項に規定する従前の公金事務を行わせることとした者（同法による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）が収納する自動車税の種別割については、この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第五 十号議案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。